

けんぽ

no. 133

2016
spring

だより

Contents

- p 2 平成28年度 予算が決まりました
- p 4 トヨタ紡織健保の健康づくり事業
- p 8 こんなとき保険給付が受けられます
- p10 4月から健康保険と医療費が変わりました
- p12 オテル・ド・マロニエのご案内

みなさんご家族の健康をサポート!
トヨタ紡織健保の健康づくり事業

4ページ～

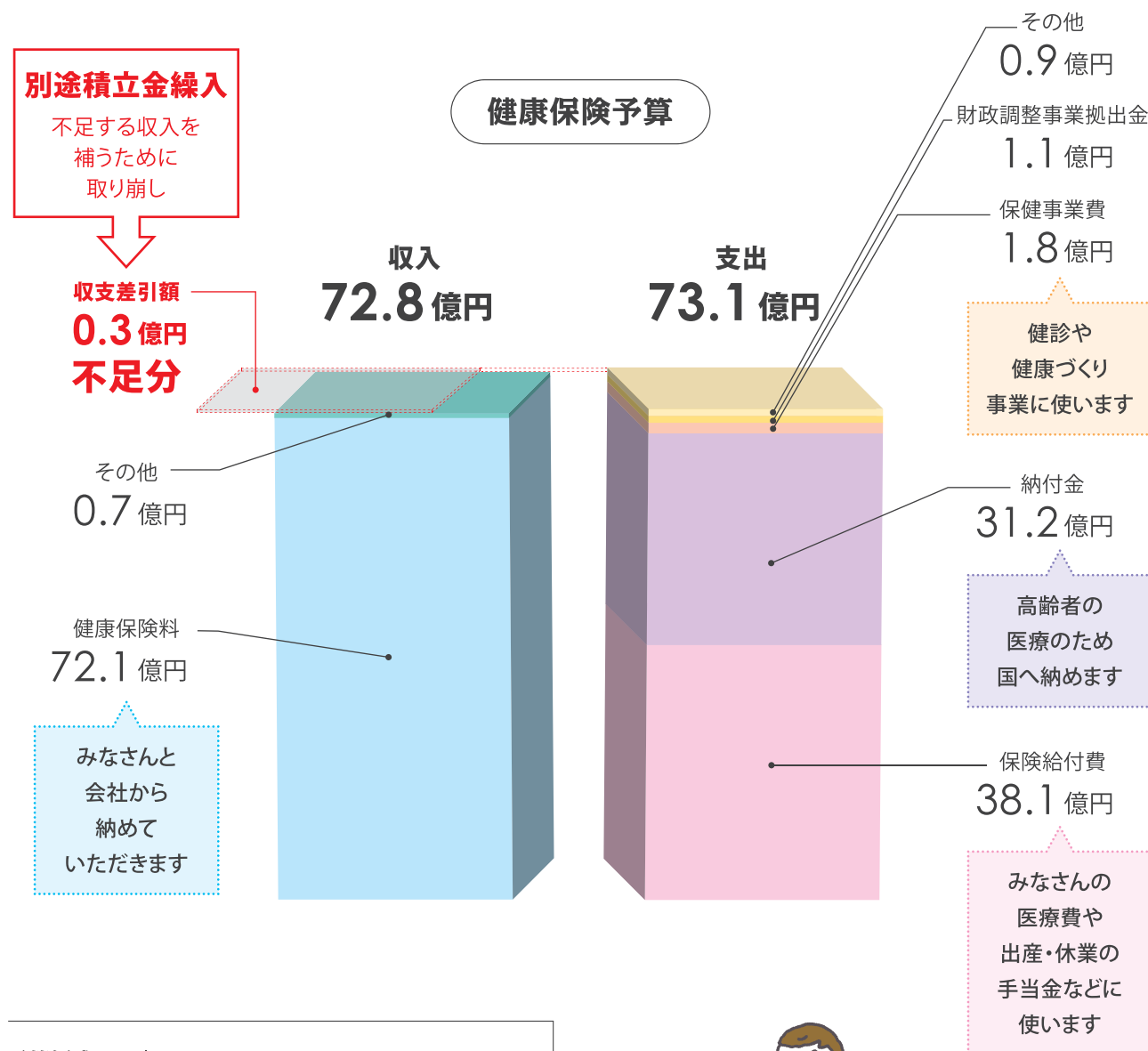
平成28年度 予算が決まりました

トヨタ紡織健康保険組合の平成28年度の予算が、2月19日組合会にて、下記のとおり可決・承認されました。

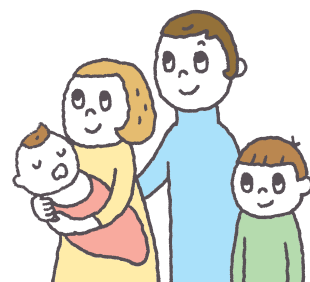
平成28年度予算は、保険料率8.80%（前年度より0.50%引き上げ）などを基礎に編成しました。

収入面では、保険料率改定により健康保険料が増加したものの、支出面では、保険給付費、高齢者医療を支えるための納付金負担が重く、実質収支では赤字となる見通しです。

不足分は、昨年度に引き続き別途積立金を取り崩して対処します。



予算編成の基礎数値	
●被保険者数	14,266人
	男子 11,946人
	女子 2,320人
●平均標準報酬月額	370,252円
●前期高齢者加入率	0.80%
●保険料率	8.80%
	事業主 5.28%
	被保険者 3.52%



健康保険料率改定のお知らせ

平成28年4月分保険料から

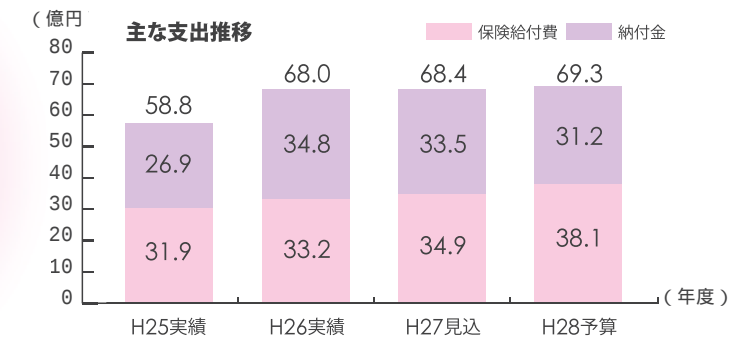
下記の通り健康保険料率を改定します。

みなさんのご理解・ご協力をお願いいたします。

	改定前 (～3月)		改定後 (4月～)
被保険者 (みなさん)	3.32%	+0.20%	3.52%
事業主 (会社)	4.98%	+0.30%	5.28%
合計	8.30%	+0.50%	8.80%

健康保険料率が上がるのは、支出が増えているから

みなさんの医療費などに使う保険給付費や、高齢者医療を支えるための国への納付金が増加し、支出が膨らんでいます。その結果、健保組合の保有資産が減少し、健康保険料率を引き上げて収入を確保せざるを得なくなりました。



**健保組合の事業を健康づくりに
お役立ていただき、医療費節減にご協力を!!**

次ページへ

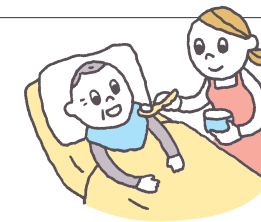
介護保険予算

準備金繰入
不足する収入を補うために取り崩し

収支差引額 0.3 億円 不足分

みなさんと会社から納めていただきます

介護保険料 5.3 億円



予算編成の基礎数値

●第2号被保険者数	7,478人
●第2号被保険者たる被保険者数	5,694人
●特定被保険者数	411人
●平均標準報酬月額	441,538円
●保険料率	1.230%
	事業主 0.615%
	被保険者 0.615%

収入 5.3 億円

支出 5.6 億円

積立金繰入・還付金 0.1 億円

介護納付金 5.5 億円

就・退任のお知らせ

下記の通り、議員について異動がありましたので、ご報告します。
(就任議員の任期/平成29年5月23日まで)

	選定議員					互選議員
退 任	(理事長) 伊藤 嘉浩	(常務理事) 兵藤 盛泰	小出 一夫	天野 和博	村田 幹夫	前田 幸司
就 任	(理事長) 永田 伸久	(常務理事) 野々山 徳雄	都築 真二	池田 善英	柏崎 弘樹	坂本 克巳
就任日	4月1日			2月1日		2月1日

平成28年度 トヨタ紡織健保の健康づくり事業

みなさんの健康づくりにつながる事業を実施してまいります。
日頃の健康管理にぜひお役立てください。

本人＝被保険者
任継＝任意継続被保険者
家族＝被扶養者
同年度内＝4月1日～翌年3月31日

健康のチェック(健診)

① 特定健診・ 特定保健指導 通年

(1) 特定健診

対 象 40歳～74歳の任継・家族
負担額 自己負担なし

- 同年度内に地域巡回健診と併用された場合は補助できません。
- 申込者に受診券を発行します。かかりつけ医や最寄りの医療機関(全国49,200か所)で受診が可能です。
- 通院中の方も年1回は受診してください。

(2) 特定保健指導

対 象 特定健診の受診者で「動機付け支援」「積極的支援」に該当した人
負担額 自己負担なし
●生活習慣病リスクの高い人に、案内が送付されます。



ご家族
(被扶養者)の
みなさんへ

ご家族が受けられる健診は次の3通りです

同年度内にいずれか1つを受けられます。ご都合に合わせてお選びください。

① 特定健診

- 自己負担なし
- かかりつけ医や最寄りの医療機関で受診可能

② 人間ドック

- 自己負担額6,480円(契約医療機関の場合)
- より細かな検査が受けられる

③ 地域巡回健診

- 自己負担なし
- 各種オプション検査が受けられる

健保組合からのお願い

パート先または市町村で特定健診を受診された方は、健診表の写し(平成28年4月以降受診)を健保組合まで提出してください。ご提供者には、健保組合より謝礼をいたします。
※巡回健診、人間ドック受診者は除きます。

健康のチェック(健診)

④ 脳ドック・肺ドック費用補助 通年

対 象 40歳以上の本人・任継・家族
負担額 脳ドック…補助上限20,000円を超えた額
肺ドック…補助上限10,000円を超えた額

- 検査内容 脳ドック…MRI/MRA
肺ドック…ヘリカルCT/喀痰検査
- いずれも2年に1回の補助です。
- 人間ドックとの同時受診も可能です(医療機関によっては不可)。

⑥ 歯科健診 年2回まで受診できます。 ぜひご家族で受診ください。

対 象 本人・任継・家族

- 健診内容 口腔全般チェック、保健指導
- (1)(2)の2通りの方法で受診できます。

(1) 集団歯科健診 夏・冬

負担額 自己負担なし
受診方法 健保組合よりご案内します。

日程・会場(夏)

日程	会場	
7月10日(日)	豊田自動織機健保会館エント	刈谷市宝町
7月24日(日)	岡崎歯科総合センター	岡崎市中町
7月31日(日)	安城商工会議所	安城市桜町
8月7日(日)	西尾市民会館	西尾市山下町

⑤ がん検診

(1) 胃・大腸・前立腺がん検診 定期健診時

対 象 胃がん検診(ペプシノーゲン)・
大腸がん検診(便潜血)…30歳以上の本人
前立腺がん検診(PSA)…50歳以上の本人(男性)
負担額 自己負担なし
●定期健診と同時に実施するため、事業所により実施時期は異なります。

(2) 乳がん・子宮頸がん検診

対 象 乳がん検診(超音波)…30歳～39歳の本人(女性)
乳がん検診(マンモグラフィ)…40歳以上の本人(女性)
子宮頸がん検診(細胞診)…20歳以上の本人(女性)
負担額 自己負担なし
●地域巡回健診会場または医療機関で受診できます。

(2) 歯科医院健診 通年

負担額 補助上限3,000円を超えた額
受診方法 お近くの歯科医院に直接予約して受診します。

- 愛知県歯科医師会加入の歯科医院
当日窓口での支払いはありません。
- 契約外の場合
当日窓口で受診料を支払い、後日「各種健診補助金支給請求書」に領収書(原本・レシート不可)と健診結果がわかるものを添付して健保組合へ提出ください。
※健診同日に治療を行った場合、補助の対象にはなりませんので、ご注意ください(歯石除去は治療になります)。

病気の予防・セルフケアに

① インフルエンザ 予防接種費用補助 10月～1月

対 象 1歳～64歳の本人・任継・家族
健保補助 上限2,000円
●補助は年1回です。健保組合よりご案内します。

③ かぜ&むし歯 予防キャンペーン 11月～1月

- かぜ・むし歯予防を目的としたキャンペーンを実施。
エントリーすると歯ブラシを贈呈します。

② 家庭常備薬の斡旋・費用補助

対 象 本人・任継
健保補助 購入額の半額、上限500円 年2回
●健保組合よりご案内します。
●自宅配送を希望の方へは、無償配送されます。

④ プチッと健康セミナー 10月～2月

対 象 35歳・37歳・39歳・45歳・50歳の本人
(指導が必要な人)
●特定健診の対象になる前のみなさんに、生活習慣改善のためのセミナーを開催します。
●母体事業主(会社)とのコラボです。



体力づくりに

本人＝被保険者 家族＝被扶養者
任継＝任意継続被保険者 同年度内＝4月1日～翌年3月31日

①健康増進施設の利用補助 通年

対 象 本人・任継・家族
負担額 補助額との差額

- ナガシマスパーランド、ラグーナテンボス、各種味覚狩りなど、多数のレジャー施設等をお得な割引料金で利用できます。詳しくは健保ホームページをご覧ください。
- 契約施設共通利用補助券は有効期限がありますので、ご注意ください。

③健康ウォーク 4月・10月

対 象 本人・任継・家族
負担額 自己負担なし(交通費は全額自己負担)

- 健保連愛知とウォーキング大会を共催。参加者には健保連愛知と健保組合から記念品を贈呈します。
- 詳細は「けんぽだより」や健保ホームページでお知らせします。

②90日間チャレンジウォーク

4月・10月

対 象 本人・任継・家族(配偶者)
負担額 自己負担なし

開催中

いつでもどこでも歩いてチャレンジ!!
春の90日間チャレンジウォーク

④テーマパークを歩こう! 11月 in東山動植物園

対 象 本人・任継・家族
負担額 自己負担なし(交通費は全額自己負担)

- 開催時期が近づきましたら、健保組合よりお知らせいたします。

平成
28年春

けんぽれんあいち 健康ウォーク開催報告

「日本のさくら名所100選 五条川桜並木と岩倉桜まつり」

4月2日(土)、江南市・大口町・岩倉市でけんぽれんあいち健康ウォークが開催され、141人の参加者が9.2kmのコースを歩きました。

名鉄犬山線「江南駅」→
スタート：中央公園→江南市歴史民俗資料館→
堀尾跡公園→五条川桜並木→
岩倉桜まつり→
ゴール：名鉄犬山線「岩倉駅」

川面に映える春の風物詩
「のんぼり洗い」

受付をしてスタート
いってらっしゃい!

ウォークのメイン、
五条川の桜は満開!!

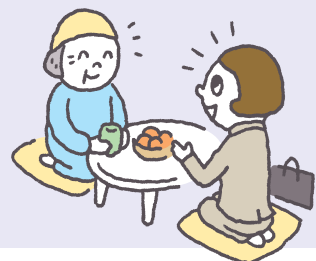
岩倉桜まつりでは
豪華な山車の巡行も

高齢者の健康づくりに

①高齢者訪問健康相談 通年

対 象 64歳～73歳の家族
負担額 自己負担なし

- 健康相談員が自宅訪問または電話(どちらか選択可)をして、健康管理や福祉制度の利用方法を助言・指導します。
- 該当者には、健保組合委託先より直接ご案内します。



②健康情報誌 4月・10月

「ヘルス&ライフ」の配付

対 象 60歳以上の本人・任継・家族
負担額 自己負担なし

- 健康維持や社会との関わりなど、快適生活を送るための健康情報誌です。



心身のリフレッシュに(契約保養所)

予約方法など、詳細は健保ホームページをご覧ください。 <http://www.tb-kenpo.or.jp/>

①オテル・ド・マロニエ 通年

対 象 本人・任継・家族
負担額 全額自己負担

12ページをご覧ください!

②リゾートトラスト 通年

対 象 本人・任継・家族
負担額 全額自己負担

- エクシブ15カ所、リゾートピア4カ所、サンメンバーズ3カ所の計22カ所を利用できます。

③トヨタグループ共同利用保養所 通年

対 象 本人・任継・家族
負担額 全額自己負担

- トヨタグループの健保組合所有の保養所を相互利用できます。

④健保連共同利用保養所 通年

対 象 本人・任継・家族
負担額 全額自己負担

- 健康保険組合連合会に加入している全国の健保組合の保養所を利用できます。

健康情報・医療費情報

①機関誌「けんぽだより」の配付

4月・8月・12月

対 象 本人・任継
負担額 自己負担なし

- みなさんの健康づくりに役立つ情報をお届けします! 健保ホームページにも掲載、バックナンバーも見ることができます。



春号よりリニューアル

健康づくりにご活用ください!

／ 情報をまとめて見やす! ／ より充実した内容に! ／
年4回発行→年3回発行 全8ページ→全12ページ

②「子どもの急病!ガイドブック」の配付 通年

対 象 第1子出産の本人・家族(配偶者)
負担額 自己負担なし

- 子どもの病気・けがへの対処法をコンパクトにまとめた冊子です。初めての育児の不安を解消してください。



③「すくすく赤ちゃん」の配付 通年

対 象 第1子出産の本人・家族(配偶者)(希望者のみ)
負担額 自己負担なし

- 初めての育児がよくわかる育児書です。
- 希望者は、「すくすく赤ちゃん配付申込書」を健保組合へ提出(母子手帳(表紙)のコピーを添付)。

④「医療費のお知らせ」の発行 2ヵ月毎

対 象 本人(家族分含む)・任継
負担額 自己負担なし

- かかった医療費をお知らせします。領収書と照らし合わせて、金額等が間違っていないか必ず確認してください。
- ※これまで毎月発行していましたが、2ヵ月毎の発行に変わりました。

⑤「ジェネリック医薬品の差額通知」の発行 年2回

対 象 本人・家族
負担額 自己負担なし

- ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減可能額をお知らせいたします。



「トヨタ紡織健康ホットライン」をご利用ください

無料専用
ダイヤル

0120-064-783
携帯電話・PHSからもご利用できます

電話による健康相談

- ◆24時間・年中無休
- ◆健康・医療・介護・育児に関する相談、医療機関情報提供など
- ◆名前(匿名可)と年齢を教えてください

※相談内容や個人情報事業主や当健保組合に漏れることはありません。安心してご利用ください。(委託先:ティーベック(株))

強力サポート! 健保組合の事業

2 保険給付

こんなとき保険給付が受けられます

本人(被扶養者)、家族(被扶養者)が
病気やけがをしたとき、出産したとき、死亡したときには、健保組合から次の保険給付が受けられます。
保険給付には、健康保険法で決められた「法定給付」とトヨタ紡織健保独自の「付加給付」があります。

本人(被保険者)が受けられる保険給付



病気やけがをしたとき

法定給付	こんなとき	内容	付加給付	内容
療養の給付	保険医療機関に保険証を提出して、 病気やけがの療養を受けたとき	保険適用分の医療費の7割 <70歳～74歳の場合> 一般所得者・低所得者 昭和19年4月1日以前生まれ:9割(うち公費1割) 昭和19年4月2日以降生まれ:8割 現役並み所得者:7割	一部負担 還元金	1ヵ月、1件ごとの自己負担 額(高額療養費、食事療養 分、公費負担分を除く)から 20,000円を控除した額 (1,000円未満切り捨て)
保険外併用 療養費	保険との併用が認められる保険適用外の 療養を受けたとき			
療養費	立て替え払いをしたとき			
高額療養費	1件の療養に関して、1ヵ月に同一の医療 機関に支払った額が所得に応じた自己負 担限度額を超えたとき	所得に応じた自己負担限度額を超えた額		
合算 高額療養費	同一世帯内で 21,000円以上の自己負担が1ヵ月に 2件以上あり、その額を合算すると所得に 応じた自己負担限度額を超えるとき	※直近12ヵ月間に3ヵ月以上高額療養費に該 当した場合、4ヵ月目からは自己負担限度額 が低額になる	合算高額 療養費付加金	自己負担額の合計額(合算 高額療養費は除く)から1件 につき20,000円を控除した 額(1,000円未満切り捨て)
高額介護 合算療養費	1年間に医療と介護にかかった自己負担 の合算金額が限度額を超えたとき	所得に応じた自己負担限度額を超えた額のうち、 医療にかかった自己負担の比率に応じた額		
訪問看護 療養費	訪問看護を受けたとき	看護費用の7割 ※70歳～74歳の給付割合は療養の給付に同じ		
入院時食事 療養費	入院して医療機関から食事の提供を受け たとき	1日3食を限度に1食あたり360円を超えた額 ※低所得者等には負担軽減措置あり		
入院時生活 療養費	65歳以上の人が療養病床に入院したと き	食費として1日3食を限度に1食あたり460円を 超えた額、居住費として1日320円を超えた額 ※低所得者等には負担軽減措置あり		
移送費	歩行が困難な状態で転院などをするとき	健保組合が算定する基準額の範囲内の実費		

病気やけがで働けないとき

法定給付	こんなとき	内容	付加給付	内容
傷病手当金	療養のために 休業し、給料を 受けられない とき	休業1日につき、直近の継続した12ヵ月 間の各月の標準報酬月額を平均した額の 30分の1に相当する額の3分の2相当額 <支給期間>欠勤4日目から1年6ヵ月間	傷病手当金 付加金	休業1日につき、直近の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額を 平均した額の30分の1に相当する額の15分の2相当額
			延長傷病 手当金 付加金	休業1日につき、直近の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額を 平均した額の30分の1に相当する額の60%相当額を法定給付満了 後1年間、その後、直近の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額 を平均した額の30分の1に相当する額の40%相当額を6ヵ月間

保険給付の詳細は健保ホームページをご覧ください。
健保ホームページ <http://www.tb-kenpo.or.jp/>

ここをクリック!



出産したとき

法定給付	こんなとき	内容
出産手当金	出産のために休業し、 給料を受けられないとき	休業1日につき、直近の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2相当額 <支給期間>出産の日以前42日(多胎の場合は98日。出産予定日が遅れた場合はその期間も支給)、出産の日後56日
出産育児一時金	出産したとき	1児につき420,000円 ※産科医療補償制度に未加入の医療機関等で出産したときや、妊娠22週未満の出産の場合は404,000円

死亡したとき

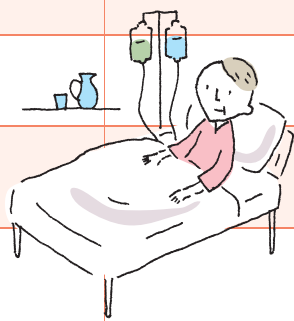
法定給付	こんなとき	内容	付加給付	内容
埋葬料(費)	死亡したとき	一律50,000円 ※埋葬料を受け取る人がいない場合は、埋葬を行った人に埋葬料の範囲内の実費を支給	埋葬料付加金	一律50,000円

家族(被扶養者)が受けられる保険給付



病気やけがをしたとき

法定給付	こんなとき	内容	付加給付	内容
家族療養費	保険医療機関に保険証を提出して、 病気やけがの療養を受けたとき	保険適用分の医療費の7割 <70歳～74歳の場合> 一般所得者・低所得者 昭和19年4月1日以前生まれ:9割(うち公費1割) 昭和19年4月2日以降生まれ:8割 現役並み所得者:7割 <義務教育就学前>8割	家族療養費 付加金	1ヵ月、1件ごとの自己負担 額(高額療養費、食事療養 分、公費負担分を除く)から 20,000円を控除した額 (1,000円未満切り捨て)
保険外併用 療養費	保険との併用が認められる保険適用外の 療養を受けたとき			
家族療養費	立て替え払いをしたとき			
高額療養費	1件の療養に関して、1ヵ月に同一の医療 機関に支払った額が所得に応じた自己負 担限度額を超えたとき	所得に応じた自己負担限度額を超えた額		
合算 高額療養費	同一世帯内で 21,000 円以上の自己負担が1ヵ月に 2件以上あり、その額を合算すると所得に 応じた自己負担限度額を超えるとき	※直近12ヵ月間に3ヵ月以上高額療養費に該当 した場合、4ヵ月目からは自己負担限度額が低 額になる	合算高額 療養費 付加金	自己負担額の合計額(合算 高額療養費は除く)から1件 につき20,000円を控除した 額(1,000円未満切り捨て)
高額介護 合算療養費	1年間に医療と介護にかかった自己負担 の合算金額が限度額を超えたとき	所得に応じた自己負担限度額を超えた額のうち、 医療にかかった自己負担の比率に応じた額		
家族訪問 看護療養費	訪問看護を受けたとき	看護費用の7割 ※70歳～74歳、義務教育就学前の給付割合は家族療養費に同じ		
入院時食事 療養費	入院して医療機関から食事の提供を受け たとき	1日3食を限度に1食あたり360円を超えた額 ※低所得者等には負担軽減措置あり		
入院時生活 療養費	65歳以上の人が療養病床に入院したと き	食費として1日3食を限度に1食あたり460円を 超えた額、居住費として1日320円を超えた額 ※低所得者等には負担軽減措置あり		
家族移送費	歩行が困難な状態で転院などをするとき	健保組合が算定する基準額の範囲内の実費		



出産したとき

法定給付	こんなとき	内容
家族出産育児一時金	出産したとき	1児につき420,000円※産科医療補償制度に未加入の医療機関等で出産したときや、妊娠22週未満の出産の場合は404,000円

死亡したとき

法定給付	こんなとき	内容
家族埋葬料	死亡したとき	一律50,000 円

4月から 健康保険と医療費が変わりました

平成28年4月、診療報酬(医療サービスの公定価格)が改定されました。
同時に4月から、健康保険制度の一部が改正されました。今回の改定・改正のなかから身近な内容をご紹介します。

診療報酬が改定

医療機関の診療や薬の公定価格は、実状に応じて2年に1回見直されることになっています。今年はその改定の年にあたり、改定率は次の通りです。

医科・歯科・調剤の価格	＋0.49%
薬の価格	▲1.33%
全体では…	▲0.84%

紹介状なしの大病院受診は追加料金を負担

中小病院や診療所の紹介状を持たずに大病院(特定機能病院※1と500床以上の地域医療支援病院※2)を受診した場合、通常の医療費とは別に、初診は5,000円以上、再診は2,500円以上の追加料金を負担することになりました(救急時などを除く)。

※1 特定機能病院 大学病院など、高度な医療を提供する病院。
※2 地域医療支援病院 地域のかかりつけ医を支援する能力と、地域医療を支えるのにふさわしい構造設備を有する病院。

■初診の患者負担はこうなる(自己負担額は3割の場合。下記とは別に、検査料や処置料などがかかる)

費用 ↑ 高い ↓ 安い	4月から		
	特定機能病院と500床以上の地域医療支援病院	初診料……2,820円 自己負担額……850円	＋追加料金 5,000円以上 ＋追加料金 5,000円以上
	200床以上の病院	初診料……2,820円 自己負担額……850円	＋特別料金 平均 2,000円程度 ＋特別料金 平均 2,000円程度
	200床未満の病院・診療所	初診料……2,820円 自己負担額……850円	

健康保険適用外で全額自己負担
最低でも5,000円の負担が求められる(再診は2,500円以上)。
歯科は3,000円以上(歯科の再診は1,500円以上)。

健康保険適用外で全額自己負担
病院によって負担が求められることがある。
金額は病院が独自に決める。

入院時の食事代引き上げ

入院時の食事代に食材費相当額のほか調理費相当額が加えられ、自己負担額※3が段階的に引き上げられます。

※3 低所得者(100円～210円)は変更なし。
難病患者等は260円に据え置き。

■食事代の自己負担額(1食につき)



患者申出療養がスタート

保険外併用療養※4のしくみに、4月から「患者申出療養」が加わりました。患者申出療養とは、健康保険適用外の治療法を、患者自らが「受けたい」と申し出ることを起点に、すみやかに国が安全性や有効性などを審査し、承認されると身近な医療機関で受けられる、という制度です。その治療法は、将来健康保険適用を目指していることが前提です。

※4 保険外併用療養 健康保険適用外の医療を受けたとき、保険が適用される部分も含めて医療費の全額が自己負担になるが、一定の条件を満たすのであれば、保険が適用される部分は保険診療となるしくみのこと。

標準報酬月額・標準賞与額の上限引き上げ

みなさんに納めていただく保険料の計算の基礎となる標準報酬月額は、これまで47等級(上限額121万円)でしたが、4月から50等級(上限額139万円)となりました。また、標準賞与額(年度累計)の上限はこれまで540万円でしたが、4月から573万円に引き上げられました。

標準報酬月額に3等級を追加

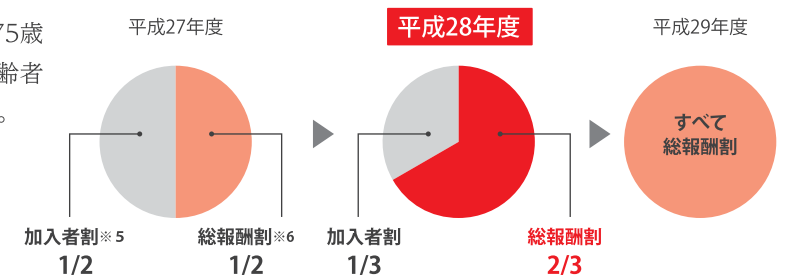
等級	標準報酬月額	報酬月額(以上～未満)
1	58,000円	～63,000円
47	1,210,000円	1,175,000円～1,235,000円
48	1,270,000円	1,235,000円～1,295,000円
49	1,330,000円	1,295,000円～1,355,000円
50	1,390,000円	1,355,000円～

後期高齢者支援金の計算方法が段階的に「総報酬割」に

健保組合が国へ拠出する「納付金」のうち、75歳以上の高齢者の医療費に使われる「後期高齢者支援金」の計算方法が次のように変わります。

■後期高齢者支援金の算出方法

※5 被保険者・被扶養者の人数をもとに算出する方法
※6 被保険者の報酬をもとに算出する方法



傷病手当金・出産手当金の算定方法が変更

傷病手当金・出産手当金の支給額算定方法が、次のとおり変わりました。

これまで	休業1日につき「直近の月の標準報酬月額の30分の1に相当する額」の3分の2相当額を支給
4月から	休業1日につき「直近の継続した12ヵ月間※7の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額」の3分の2相当額を支給

※7 12ヵ月に満たない場合、直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額と、加入する健保組合の全被保険者の前年度9月30日における平均標準報酬月額を比較し、低い方の額をもとに計算。

平成28年10月からの変更点

健保組合の被扶養者認定について「兄・姉」の同居要件が撤廃

被保険者の「兄・姉」を健保組合の被扶養者とする場合、現在は同居していることが条件ですが、10月からは、収入の条件のみ満たせば被扶養者として認定されます。

パート・アルバイトへの社会保険適用拡大

1週間の所定労働時間が20時間以上、月額賃金88,000円以上(年収106万円以上)など、一定の条件に当てはまる人は、勤務先で社会保険に加入することになります(従業員501人以上の事業所が対象。学生は除く)。



四季折々の美しい大自然 渓谷のいで湯にくつろぐ

〒510-1233 三重県三重郡菰野町菰野湯の山8563

ご予約は
こちらまで Tel **059-392-3210**

車▶東名阪自動車道「四日市IC」より国道477号経由、湯の山街道直進
 公共交通機関▶近鉄湯の山線「湯の山温泉」駅よりタクシー10分
 ※近鉄「湯の山温泉」駅より送迎バスをご利用いただけます。
 (要予約。時間はお問い合わせください。)



特別企画



伊勢志摩サミット2016 開催記念プラン

4月1日(金)～7月15日(金)

※5月19日(木)～5月28日(土)は特別休館日のため、
ご宿泊できません。

直接施設へご予約ください。

お手軽プラン 1泊朝食…………… **5,500円** (税・サ・入湯税込6,090円)

デラックスプラン 1泊2食…………… **12,000円** (税・サ・入湯税込13,110円)
(和食月会席)

期間限定プラン 1泊2食…………… **14,000円** (税・サ・入湯税込15,120円)

*プレミアムブランド牛(松阪牛・知多牛・飛騨牛):4/1～5/16

*はまぐり御膳:5/29～7/10



はまぐり御膳



プレミアムブランド牛

ホテル・ド・マロニエ 内海温泉

〒470-3321 愛知県知多郡南知多町内海小桝40
Tel 0569-62-3255



ホテル・ド・マロニエ 下呂温泉

〒509-2503 岐阜県下呂市萩原町西上田2259-9
Tel 0576-24-1122

